

# 埼玉県マスコット使用取扱規程

平成17年	1月	1日	制定
平成18年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成22年	4月	1日	改正
平成27年	2月17日		改正
令和3年	4月	1日	改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県のマスコット「コバトン」及び「さいたまっち」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

## (使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

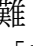
- 2 マスコットの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認をうけなければならない。
- 3 知事は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。
- 4 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行う。

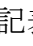
## (使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- 二 使用するデザインは、コバトン公式デザイン集及びさいたまっち公式デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定めたものとする。
- 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はし

ないこと。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

四 「コバトン」については、「埼玉県マスコット「コバトン」」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「埼玉県 2005」、「コバトン」、「KOBATON」又は「K o b a t o n」の表記をもって代えることができる。なお、知事が認めた場合はこの限りでない。

五 「さいたまっち」については、「埼玉県マスコット「さいたまっち」」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「埼玉県 2014」、「さいたまっち」、「SAITAMATCH」又は「Saitamatch」の表記をもって代えることができる。なお、知事が認めた場合はこの限りでない。

六 「さいたまっち」については、商品及びその販促物（ポップ、ホームページなど全て含む）に、「テレビ朝日」「バナナTV」「バナナマン」など第三者の権利を侵害する恐れのある表記をしてはならない。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること。
- 二 四半期ごとに「埼玉県マスコット使用商品等販売状況」（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第6条 マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記

使用例



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」



様式第2号（第3条、第5条関係）

マスコット使用承認書

年 月 日

様

埼玉県知事

付けで申請のありましたマスコットの使用については、下記のとおり承認します。なお、今後、使用許諾料（ロイヤリティ）を徴する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 承認内容

- （1）マスコット使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）埼玉県マスコット使用規程を遵守すること。
- （3）使用期間中は四半期ごとに「商品等販売状況報告書（様式3号）」を提出すること。

※

2 承認番号

第 号

3 承認期間 ～

様式第3号（第4条関係）

埼玉県マスコット使用商品等販売状況報告書（  コバトン ・  さいたまっち ）

\* 使用するマスコットにチェックを入れること

承認番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

使用者（名称・代表者名） \_\_\_\_\_

担当者名・電話番号 \_\_\_\_\_

使用 方 法	商品の品種・種類	商 品 名	販 売 期 間	販 売 総 額	内 訳 (単価及び販売数量)	販 路	備 考
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他( )	

※四半期ごとの状況をまとめ、四半期終了翌月10日（1/10,4/10,7/10,10/10）までに提出すること。

様式第4号（第5条関係）

マスコット使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）